

た か つ は つ  
高津発

に ほ ん か い か く  
日本改革!

ほりぞえ健<sup>けん</sup>ニュース

2006年12月号 No.38

民主党 ほりぞえ健事務所

〒213-0033

川崎市高津区下作延266 エスビル4階  
(溝の口駅徒歩2分 高津区役所隣り)

電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489

<http://www.horizoe.com>

E-mail: horiken@horizoe.com

## 12月定例会と市民協働 パブリックコメント手続条例の制定

川崎市議会議員 ほりぞえ健

(事務局)

先月27日から12月定例会が開催されました。この議会の特徴はなんでしょうか。

(堀添)

今回は議案の数はそれほど多くはありませんが、職員給与制度の改定をはじめ、重要なものが含まれています。私は、なかでもパブリックコメント手続きの条例制定が一番の焦点になってくると思います。

(事務局)

そもそも「パブリックコメント」とはどのようなものですか。

(堀添)

直訳すると「公衆の意見」となりますが、国の制度としての正式名称は「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」となっています。川崎市においてはこれまでも、市民生活に関わる重要な事案の決定に際しては、事前に市民からの意見を募ってきましたが、今回条例化することにより、パブリックコメント制度の対象となる事案と手続き内容を明確化することになります。

パブリックコメント制度については誤解をされている方も少ないのですが、この制度は住民投票制度とは異なり、市民の中でどのような意見が多いのか、少ないのかということを確認する制度ではありません。重要な事案に対し、行政としての意思形成過程を透明化するとともに、市民や利害関係者の中にどのような意見があるのかを把握し、事案に対する疑問についても、きちんと説明責任を果たす、ということに制度の目的があります。

見があるのかを把握し、事案に対する疑問についても、きちんと説明責任を果たす、ということに制度の目的があります。

(事務局)

つまり、出された意見の量ではなく、質や種類が大切ということですね。

(堀添)

はい。今回の条例化で、制度としての明確化がされたわけですが、大切なのは、具体的にどのように制度を運用していくのか、ということになります。行政の運用によっては、透明性の確保や説明責任を果たしたことはなくなる危険性もあります。その意味からも、パブリックコメント手続きについても、個々の運用の「質」が重要となってきますし、わたしたち議会によるチェックも問われることになると思います。

(事務局)

ありがとうございました。



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 民主党神奈川18区総支部幹事長代行
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(高校1年)の3人家族



(2006年12月1日)

# 12月定例会における主な議題

会期予定：平成18年11月27日～12月20日（24日間）

## 議案・報告の概要について

- 条 例：「川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定」他、計14件。  
事 件：「当せん金付証券発売の限度額について」他、計7件。  
補正予算：「平成18年度川崎市一般会計補正予算」1件。  
報 告：「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」1件。

## 主な議案の概要について

### 「川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定」

川崎市人事委員会からの報告および勧告に基づき、職員給与の月額や諸手当等を改定するもの。11月29日の本会議において賛成多数で議決。施行期日は12月1日。  
給 与 改 定：全給料表の給与月額の引下げ、配偶者扶養手当の引下げ、等。  
給与制度の改定：給料表の見直し、勤務実績に基づく昇給制度の導入、等。  
そ の 他：管理職手当の上限額の変更、病気休職者の給与引下げ、等。

### 「川崎市パブリックコメント手続条例の制定について」

市民生活に重要な政策等を定めるに当たり、パブリックコメント手続を実施することにより、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図り、もって市民自治の確立や、より開かれた市政の実現に資することを目的として制定するもの。施行予定期日は平成19年4月1日。（施行日前においても、この条例の規定の例により、パブリックコメント手続を実施可能。）

対 象：行政計画、条例等、審査基準、処分基準及び行政指導指針。

規定内容：パブリックコメント手続の実施、提出された意見の考慮、結果等の公表を策定機関に義務付けるもの。

### 「川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

印鑑登録証を使用して、証明書等自動交付機から印鑑登録証明書の発行できるようにするための改正。施行予定期日は平成19年6月11日。

### 「川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例の制定について」

### 「川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について」

### 「川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について」

市外在住で65歳以上の利用者の料金を設定するもの、等。施行予定期日は平成19年4月1日。

### 「神奈川県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議について」

法律に基づき、75歳以上の後期高齢者に対する医療給付の実施に関する事務等を神奈川県内全市町村の共同で処理するため、神奈川県後期高齢者医療広域連合を設立するための協議を行うもの。神奈川県知事の許可を受けた日から施行予定。

## 地方議員選挙をローカル・マニフェスト型選挙に！

「地方議員選挙でのマニフェストは難しい。」私自身、何度言われたことか。とりわけ、地方政治に詳しい人から指摘されることが多い。

文字通り「政権選択選挙」である総選挙でのマニフェストは、非常に解りやすい。政権奪取を狙う政党は、定数の過半数以上の候補者を擁立し、政権公約であるマニフェストを掲げ、主権者の審判を受ける。過半数の議席を得られれば、内閣を組織することで行政権も掌握できる。つまり、マニフェストの実行権限を握ることができる。

これに対し、地方議員のマニフェストは、原理的に二重の難しさを持つ。第一に、二元代表制からくる難しさである。現行の地方自治法において、議会と首長は、お互いに牽制機能を有する。議会は条例制定権と予算議決権を持つが、首長も、行政権と予算提案権を持つ。たとえ地方議会のすべての議席を獲得したとしても、議会だけでマニフェストを実行できるわけではない。注意する必要があるのは、首長の側も同じであるという点である。首長が掲げたマニフェストを実行するためには、当然、議会が条例を制定し、予算を議決しなければならない。つまり、議員選挙も首長選挙も、単独で掲げられたマニフェストの実効性は、原理的に保証されていない。

地方議員選挙においてマニフェストが難しい第二の理由は、一部を除き、議員選挙が中・大選挙区で行われるからである。中・大選挙区における選挙で、定数の過半数以上の候補者を単独で擁立することは、よほど条件が整わないと難しい。小選挙区であれば、候補者ごとにマニフェストは異なるから、候補者間のマニフェスト重複は発生しない。しかし、中・大選挙区では、同一選挙区で複数の候補者が、同一のマニフェストを掲げて選挙に臨むことになる。現行の選挙制度の下では、よほど政党組織が各候補者に対して統制権を持たなければ、そうしたことは実行できない。実際、戦後の地方議会選挙において、一つの政党・会派が、定数の過半数の候補者を擁立した事例は皆無である。つまり、ある政党の候補者が全員当選したとしても、それだけでは議会の過半数が占められないのであれば、マニフェスト自体の実効性も、保証されていないことになる。

要するにこういうことである。「あなたの所属する政党が掲げているマニフェストに共感し、あなたに投票した。幸い、あなたの政党の地方議員候補者全員が当選した。でも、あなたの政党は過半数の議席を得ていなかったから、マニフェストは実行できなかったではないか。」あるいはこうかもしれない。「あなたの所属する政党が議席の過半数を得た。でも、首長がマニフェスト実行のための予算を提案しなかったので、マニフェストは実行できなかったではないか。」

地方議員選挙で掲げたマニフェストは、原理的に実効性が保証されていない。逆に言えば、「われわれは最大限努力したのですが、採決で否決されてしまいました。」「われわれは最大限努力したのですが、予算がつかみませんでした。」という「言い訳」の余地があるということであり、そのことは結局、夢物語であったとしても言った者勝ち、という、本来マニフェストの対極にある事態を生み出す可能性もある。

地方議員選挙において、マニフェストは難しい。だからこそ、地方議員選挙もマニフェスト型選挙に近づけていかなければならない。まがりなりにも地方分権が進んでいく中で、どのような地域にするのかを選ぶのは、主権者である地域住民である。一般的、抽象的な「公約」を掲げる選挙、どの候補者に白紙委任をするのかを選ぶ選挙から、政策を選ぶ選挙に変えることなしに、地域の再生はもちろん、日本の再生もありえない。

最終的には地方自治法や選挙制度を変えなければならないかもしれない。しかし、現行制度の下において、一歩でも「あるべきマニフェスト選挙」に近づける努力なしには、なにも変わらない。

来年4月に行われる統一地方選挙では、各地でさまざまな「マニフェスト」選挙が試されるだろう。そのことを通じてはじめて、日本型ローカル・マニフェストが紡ぎだされるのではないか。

川崎市議会議員 堀添 健

(ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟 掲載文より)

# 第27回「川崎市政に参加する会」のご案内

私たちの住む川崎市を「安心して暮らせるまち」にしていくためには、私たちの手でもっともっと変えていかなければならないと思います。

一人一人の主権者の皆様とともに、新しい川崎市のあり方について、勉強し、議論し、実行していく場として、「川崎市政に参加する会」を開いています。

毎月、その時々にあったテーマを設定し、開催しておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

第27回 12月22日(金) 午後7時～ 高津市民館  
「ローカルマニフェストと議員選挙」  
～住民自治の推進



日時：2006年12月22日(金)  
午後7時から8時半まで。

場所：高津市民館 第1会議室

溝の口駅前マルイファミリー

溝口1-6-10 044-812-1090



このニュースはご自宅にも無料で配送しております。毎月確実にご覧になりたい方は、ほりぞえ健事務所までご連絡ください。(電話：855-1479)

## 連載コラム 川崎と高津の地名 (No.17) 参考：上田恒三著「高津村風土記稿」日本地名研究所編「川崎の町名」

### 「久末」の由来

久末の地名の由来は不明ですが、久本や末長とともに「おめでたい地名」として名づけられたのではないかと、いわれているようです。村の成立はかなり古く、天台宗妙法寺の板碑には建長7年(1255年)と記されたものがあり、他にも明徳2年(1391年)の年号が記された古碑があったようです。

村内には、勝田屋敷、番匠免、御堂谷、籠場谷、横大道、別当久保など、中世的と思われる古い小名が多くありますので、このことから古い村であると思われる。また、谷が付くものが多いことは、台地を刻

む土地であることを物語っています。

この地は、江戸初期に旗本である佐藤氏の知行領となり、幕末までそのまま旗本領として変わらなりました。

18世紀初期の元禄年間には、年貢軽減を要求した村民が、江戸の佐藤屋敷まで押しかけ門訴し、その折には村民から犠牲者も出たと云い伝えられています。



### 「どこでも市政報告会」を行っています!

ご自宅等、ご都合のよい場所で「どこでも市政報告会」を行っています。お一人でも結構です。お気軽にほりぞえ健事務所まで、お声がけください。(電話：855-1479)

先日民放テレビで、「仰天! 格差社会ニッポン!」と題する番組が放映された。▼番組では「ニート」と呼ばれる青年たちを支援するNPOと、呼ばれる「タレント」たちが訪れる場面があった。この「(ニート)の人たちが増えている?」という質問に、ある青年は「ビールを飲みながら「そうですかね。何とかならんじやないですかね」と答えていた。使われているのには「酒なんか飲むな」とスタジオのメンバが憤る。▼家族構成が同じ、年収四〇〇万円の家族と、三〇〇〇万円の家族にそれと、十数万円ずつ渡し、どのように使うか、という企画もあった。一方はさんざん悩んで遊園地に行くことになり、一方は行きつけのレストランで食事することを五分で決める。スタジオでは、庶民的な家族のほうが好きか持てるかと言いつつ、自給自足の生活を捨て、田舎で自給自足の生活をやる家族が登場する。収入は激減し、体を使う生活は大変だけれど、「今、胸をはって幸せと言え」と父親が語る。そして、「幸せはお金ではない」というナレーションが入る。▼正直、「最初に結論ありき」の取り上げ方だと感じた。番組でも紹介されていた年間七〇人という餓死者は言ってもなく、三万人に上るホームレスの人々、生活崩壊の危険にある多重債務者、平均年収わずか百三十三万円という非正規雇用者の状況は、「心の持ちようだ」では片付けられない。大手消費者金融会社が借り手に生命保険をかけ、わかっていないでも約三七〇〇件の自殺者が生み出されており、その他にも死因不明者が多数存在する。▼「経済格差・貧困」の問題は、結局のところ、必要な収入を確保できることが、スタートラインである。(事務局ゆ)